

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和6年4月1日	令和6年度あつまれ！京（みやこ）わくわくのトピバ情報提供業務委託	7,865,000		7,865,000	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
002	令和6年4月1日	令和6年度地域若者サポートステーション事業委託	6,360,000		6,360,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益財団法人京都市ユースサービス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和6年8月30日	令和7年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託	21,700,000		21,700,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和6年4月1日	令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託	270,816,000		270,816,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人積慶園 他38件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
005	令和6年4月23日	令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託（新規開設分）	6,944,000		6,944,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	一般社団法人merry attic	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
006	令和6年4月1日	令和6年度ファミリーサポート事業に係る委託	31,891,000		31,891,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和6年4月1日	令和6年度放課後ほっと広場事業の委託	94,952,648		94,952,648	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和6年4月1日	令和6年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託	946,757,307		946,757,307	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 他35件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和6年4月1日	令和6年度児童館・学童保育所職員研修の委託	14,771,000		14,771,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和6年4月1日	令和6年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託	予定総額 85,752,600		85,752,600	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和6年4月1日	令和6年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	47,886,650		47,886,650	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園 他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和6年4月1日	令和6年度京都市総合療育事業委託	15,818,000		15,818,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和4年4月1日	児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金等業務委託	599,413,320		628,893,320	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社バソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
014	令和6年4月1日	令和6年度里親等委託児童自立支援事業業務委託	6,148,660		6,148,660	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	特定非営利活動法人クローバード	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和6年4月1日	令和6年度子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業業務委託	16,000,000		16,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
016	令和6年4月1日	令和6年度児童発達支援センターこぐま園療育事業委託	112,000,000		112,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和6年4月1日	令和6年度京都市出産・子育て応援事業に係る事務処理等業務委託	予定総額 17,160,000		17,160,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社バソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018	令和6年4月1日	令和6年度SNS等を活用した相談支援事業業務委託	予定総額 8,250,000		8,250,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社ファミワン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和6年4月1日	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（開発）	211,255,000		211,255,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和6年8月1日	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）	24,808,300		24,808,300	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和6年4月1日	児童手当拡充に伴う令和6年度児童手当（職員分）システム（access）の新規開発	19,850,600		19,850,600	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度児童手当（職員分）システム（access）の新規開発コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
022	令和6年4月1日	令和6年度京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務委託	予定総額 14,598,792		14,598,792	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和6年4月1日	令和6年度障害児通所給付費等給付事務における審査支払事務委託	予定総額 18,195,503		18,195,503	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和6年4月1日	令和6年度京都版ブックスタート事業業務委託	予定総額 6,742,505		6,742,505	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府書店商業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
025	令和6年4月1日	令和6年度京都市スマイルママ・ホッと事業業務委託	予定総額 13,763,040		13,763,040	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	ONE DROP baby.Mam shijo	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和6年4月1日	令和6年度京都市スマイルママ・ホッと事業業務委託	予定総額 6,046,200		6,046,200	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	医療法人仁愛会川村産婦人科	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和6年4月1日	令和6年度京都市スマイルママ・ホッと事業業務委託	予定総額 7,448,640		7,448,640	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社Sky Recruiting Solutions	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和6年4月1日	令和6年度1か月児健康診査委託	予定総額 41,391,000		41,391,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和6年4月1日	令和6年度新生児聴覚検査委託	予定総額 20,586,690		20,586,690	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和6年4月1日	令和6年度妊産婦健康診査委託	予定総額 871,551,000		871,551,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会 一般社団法人滋賀県医師会 一般社団法人大阪府医師会 一般社団法人兵庫県医師会 公益社団法人京都府助産師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和6年4月1日	令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託	予定総額 14,858,270		14,858,270	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人平安養育院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和6年4月1日	令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託	予定総額 7,785,200		7,785,200	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人福朗	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
033	令和6年4月1日	令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託	予定総額 12,565,100		12,565,100	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人merry attic	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
034	令和6年4月1日	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務	7,102,920		7,102,920	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
035	令和6年4月1日	京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託	予定総額 7,000,000		7,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	弁護士法人ブレインハート法律事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
036	令和6年6月12日	オージオメータ貸貸借	6,019,200		6,019,200	子ども若者はぐくみ局児童福祉センター発達相談所診療療育課	N T T ・ T C リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
037	令和6年8月19日	京都市児童福祉センター診療所及び第二児童福祉センター診療所における電子カルテシステム導入委託	19,987,000		19,987,000	子ども若者はぐくみ局児童福祉センター発達相談所診療療育課	エムスリーソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
038	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	13,396,000		13,396,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	医療法人六合会診療所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
039	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	34,703,000		34,703,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	医療法人財団今井会足立病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
040	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	12,142,000		12,142,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	京都第一赤十字病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
041	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	17,445,000		17,445,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
042	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	22,843,000		22,843,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	医療法人林小児科循環器科	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
043	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	20,112,000		20,112,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	公益社団法人京都保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	27,892,000		27,892,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	山内医院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	8,538,000		8,538,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	特定医療法人桃仁会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
046	令和6年4月1日	令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託	12,206,000		12,206,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
047	令和6年4月1日	令和6年度京都市保育人材確保事業	13,240,000		13,240,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和6年4月1日	令和6年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託	12,782,407		12,782,407	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049	令和6年4月1日	京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和6年度）	25,389,980		25,389,980	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	令和6年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050	令和6年4月1日	令和6年度電子申請連携システム保守運用業務	5,269,000		5,269,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051	令和6年4月1日	令和6年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務	8,965,000		8,965,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
052	令和6年4月1日	令和6年度 幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務委託	34,705,000		34,705,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
053	令和6年9月1日	令和6年度子ども・子育て支援新制度支給認定等業務委託事業	418,509,300		418,509,300	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
054	令和6年4月1日	令和6年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業	6,994,000		6,994,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	京都市私立幼稚園PTA連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
055	令和6年4月1日	電力（高圧）供給契約（こどもみらい館）	10,025,279		10,025,279	子ども若者はぐくみ局京都市子育て支援総合センターこどもみらい館	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地  
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）  
7,865,000円
- 7 契約内容  
「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」情報提供等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラは、企業や大学、博物館、神社仏閣、NPO法人などの協力により学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場を提供する事業であり、多くの子どもたちあるいは親子に参加を促進する情報提供業務が重要である。この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって業務を実施する契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務の委託における契約の相手方の選定に当たり、令和3年度にプロポーザル方式による選定を行った結果、基準を満たした上記事業者を契約の相手方に選定した。  
当プロポーザルにおける委託の有効期間については、受託者の「あつまれ！京（みやこ）わくわ

くのトビラ」事業に関する理解や習熟度等の観点からあまりに短いと効率的であるとは言えず、また、長いと受託者の技術向上等の意欲が失われる可能性等も出てくることから、年度単位を基本として業務の履行状況等を見ながら、5年以内を契約更新期間の目安としており、引き続き上記事業者を契約の相手方に選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター内  
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,360,000円
- 7 契約内容  
相談支援事業、職業ふれあい事業及びジョブトレーニングの実施、保護者を対象とした事業、広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域若者サポートステーション事業については、厚生労働省の仕様書において、当該事業の一環として、地域の実情に応じた措置を講じることが地方公共団体の役割とされている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには、国からの委託事業及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること、また、若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。  
したがって、本事業実施の委託については、その性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業については、平成18年度以降、公益財団法人京都市ユースサービス協会が、国（厚生労働省）から委託を受けて実施している。

働省京都労働局)から受託し、「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており、令和6年度においても国から事業者として選定され、受託することが決定していたため、本業務の委託先を公益財団法人京都市ユースサービス協会とした。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和7年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年8月30日
- 4 履行期間  
令和6年8月30日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地  
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）  
21,700,000円
- 7 契約内容  
「令和7年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
厳粛な式典を円滑かつ安全に進めるため、当日の進行管理、参加者の誘導、映像・音響・照明・設営業者との企画調整に関して、経験豊かなスタッフによる的確で迅速な判断及び指示が不可欠である。また、式典の趣旨を十分理解し、式典参加者にとって心が温まる式典にするためには、柔軟な発想や優れた企画力を有することが重要となるため、公募型プロポーザル方式による企画競争（価格以外の要素における競争）で、受託事業者を選定するもの。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、あらかじめ定められた評価項目に基づき書類審査を行った結果、高い評価を得たため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
270,816,000円
- 7 契約内容  
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。
- 11 その他

種別	名称	住所	施設名
社会福祉法人	積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	ほっこりスペース
社会福祉法人	眞友福祉会	京都市伏見区石田桜木町3	桜木ふれ愛の家
社会福祉法人	大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69-5	Coco smile ooyake
特定非営利活動法人	西賀茂プレイセンターFKC	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	西賀茂プレイセンターFKC
医療法人財団	今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路 上る鍵屋町481	足立病院マミーズ スクエア
任意団体	まちの縁側「とねりこの家」運営委員会	京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370	まちの縁側「とねりこの家」
社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	稲荷の家 ほっこり
医療法人	医療法人社団 中部産婦人科医院	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	中部はすの実ひろば
任意団体	「ハートの家族」運営委員会	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	ハートの家族
特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	京都市山科区御陵久保町52-24 2階	格致つどいの広場
特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	京都市山科区音羽伊勢宿町33番地77	げんきスポット0-3 (ぜろさん)
特定非営利活動法人	夢いろ	京都市右京区花園土堂町14-4	ぱれっとひろば
宗教法人	随林寺	京都市南区西九条東島町15-1	随林寺つどいの広場
一般社団法人	京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	ほっこりはあと出町
任意団体	どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	京都市左京区新間之町二条下ル頭町351	どんぐり広場
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	いっぼ
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	ま～ぶりんぐ
任意団体	大原自治連合会	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	つどいの広場 びー ちくぱーちく
社会福祉法人	宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	ひだまり・ホット・みや こ
公益社団法人	京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎2 階	のこちゃん広場
社会福祉法人	光寿福祉会	京都市山科区安朱北屋敷町9	安朱つどいの広場 おじぞうさん
社会福祉法人	上総福祉会	京都市北区小山上総町7	上総つどいの広場 すずらんど
社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	墨染つどいの広場 ほっこり
社会福祉法人	浄正寺福祉会	京都市下京区七条御所ノ内南町56	フレンドリーハウス西 八条
任意団体	おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	京都市上京区裏門通一条下る今新在家町205-7	おひさまルーム
社会福祉法人	妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15-2	八瀬わらべつ子広場
任意団体	福祉あんしん京北ネットワーク協議会	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北合同庁舎3階	京北にこにこ広場
社会福祉法人	志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1-7	はなぶさつどいの広 場 スマイル
任意団体	かしの木子育て支援事業運営委員会	京都市北区紫野上築山町1-3	かしの木
社会福祉法人	健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	嵯峨ひかり広場
特定非営利活動法人	FaSoLabo京都	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	ぴいちゃん
社会福祉法人	カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町22	金閣つどいの広場 ひまわり
社会福祉法人	積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	バンブーホーム
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	びおと〜ぷ
一般社団法人	Be Better	京都市上京区竹屋町通日暮東入藁屋町535-125	つどいの広場 Be be (ベベ)
社会福祉法人	小松谷福祉会	京都市東山区洪谷通東大路東入3丁目上馬町553	ありんこ広場
社会福祉法人	迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町109	下鴨つどいの広場 こ がも
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	つどいの広場わくわく
特定非営利活動法人	そらっく	京都市北区紫野下柏野町56-6	そらひろば

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託（新規開設分）

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

令和6年4月23日

4 履行期間

令和6年4月23日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

埼玉県戸田市新曽397 メゾンサファイア110  
一般社団法人merry attic

6 契約金額（税込み）

6,944,000円

7 契約内容

特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、最も高い評価を得たため

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校北校舎2階  
公益社団法人京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
31,891,000円
- 7 契約内容  
援助活動に関する調整、研修や交流会の開催及び広報事業等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が専門性及び継続性を要するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館・学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。  
京都市ファミリーサポート事業については、平成14年度ファミリーサポートセンターの設立当初から事業を受託しているが、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整などを行っており、長年の事業実績に基づいた経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。ま

た、公益社団法人京都市児童館学童連盟は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たしているが、平成19年度からは市内全域において指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置して本部と連携して地域における子育て支援を推進している。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は専門性を有し、安定的な事業運営を行うためには大幅な事業内容の変更を行うことが困難であり、価格競争になじまないため、公益社団法人京都市児童館学童連盟を引き続き委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校北校舎2階  
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）  
94,952,648円
- 7 契約内容  
放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭となる小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。  
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
946,757,307円
- 7 契約内容  
児童への健全な遊びの場所の提供、放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守になる家庭の小学校児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。  
事業の実施に際しては、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域や学校、各区役所・支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要がある。  
よって、当該契約については、児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、事業に対する専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び

児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

## 11 その他

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上 梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市東山区三条通大橋東二丁目 73番地2号	新林児童館ほか3館 (別紙2 社会福祉法人京都社会福祉協 会民設児童館一覧参照)	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民 設児童館一覧
社会福祉法人 終野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地 の2	終野児童館	京都市北区上賀茂中ノ坂町14番地の1
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大將軍坂田町8番地1
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入 元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四 丁目432
宗教学法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵 屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町 197番地
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条 大宮町242番地	洛中児童館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮 町242番地
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地 の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井ノ上町9番地 の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1
社会福祉法人 下京ひかり保育園・ 児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の 3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3
社会福祉法人 カトリック京都司教区 カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ノ下 丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町1328番地 の20
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地 の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44 番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の 110	みぎわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地
一般社団法人京都市ひとり親家庭福 祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番 地 北山ふれあいセンター 京都 市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道 町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の 13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝つず児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1
日本リコメント株式会社	東京都港区北青山1丁目3番1号 3階	新道児童館	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町572番地
一元化民設計 35団体		38児童館	

①法人名	②法人住所	③施設名	④施設住所
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ル法林寺 門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地
単独民設計 1団体		1児童館	

社会福祉法人 京都社会福祉協会 民設児童館一覧

名 称	所 在 地
新林児童館	京都市西京区大枝西新林町四丁目 3 番地
福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目 2 番地
桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目 3 0 番地
城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校北校舎2階  
公益社団法人京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
14,771,000円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、本市が児童館・学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施にあたっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成され、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、能力を有すると認められるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校北校舎2階  
公益社団法人京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）85,752,600円
- 7 契約内容  
介助者の派遣、巡回相談及び児童館等職員に対する統合育成に係る知識・技術向上のための取組等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所等を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整が必要不可欠である。  
障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施できないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、能力を有すると認められるため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - ①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20  
社会福祉法人信愛保育園
  - ②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5  
社会福祉法人小松谷福祉会
  - ③京都市伏見区桃山町大島38-110  
社会福祉法人美樹和会
- 6 契約金額（税込み）  
47,886,650円
- 7 契約内容  
放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守になる家庭の小学校児童に対して、放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。

よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市総合療育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内  
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
15,818,000円
- 7 契約内容  
京都市総合療育事業運営要綱に基づき、京都市総合療育事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が心身障害児に対する療育訓練であり、高度の専門性と継続性を必要とするものであって、契約の性質が競争入札に適さず、本件業務を遂行できるのは社会福祉法人京都総合福祉協会のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該法人は、京都市内において児童発達支援センター「ポッポ」、同「きらきら園」をはじめ、洛西ふれあいの里の各障害者施設、紫野障害者授産所、京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」、同「らくさい」など多数の障害児者関連施設・事業を運営しており、本事業実施上必要な体制と長年の経験・実績を有しているとともに、事業委託を開始した平成11年7月以降（旧おひさま教室）、安定した事業運営を行っている。また、この事業を実施する児童療育センターに言語聴覚士を配置し、高度な専門知識等をもって本事業を適切かつ効果的に実施できる市内唯一の法人で

あると認められるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更後) 令和6年8月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通市場上る笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 599,413,320円  
(変更後) 628,893,320円
- 7 契約内容  
本市が業務を所管する児童手当の支給等に係る事業、京都市子ども医療費支給事業、京都市高校進学・修学支援金事業及び不妊治療費助成・小児医療給付申請データ入力業務に係る業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
児童手当の制度拡充に伴い、令和6年8月1日以降の児童手当に係る業務の追加委託を行うため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者には従前より児童手当の支給に係る業務を委託していることから、制度について熟知しており、また、制度改正への対応経験も豊富である。また、今回の制度拡充については、児童手当の支給に関する一連の業務の中で対応する必要があるため、拡充に伴う追加業務を切り分けて上記業者以外に委託し、目的を達成することは困難である。上記のとおり業務に代替性がなく、特定の1者

でなければ提供できない役務に係る契約であるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度里親等委託児童自立支援事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町立売23番地7  
特定非営利活動法人クローバーロード
- 6 契約金額（税込み）  
6,148,660円
- 7 契約内容
  - (1) アフターケア対象者に対する以下の支援等
    - ① 継続支援計画の作成及び自立支援計画作成への助言
    - ② 学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
    - ③ 高校中退者など個別対応が必要な児童等に対する生活支援、再進学又は就労支援等
    - ④ 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
    - ⑤ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
  - (2) 里親等及び里親等委託児童を対象とした自立支援制度等説明会の実施（必要に応じて実施）
  - (3) 児童相談所の求めに応じた必要な情報提供及び相談対応
  - (4) その他里親等委託児童等の自立支援に資する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

里親等委託児童自立支援事業に係る業務については、本市で考える手法を上回る提案を求めるとして、里親等に委託された児童に対する社会的自立支援を一層の充実を図るなど、主に価格以外の要素において契約相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルによる提出書類に基づき、選定会議において審査した結果、業務実施能力が十分と判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都内  
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
16,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 子ども食堂等の子どもの居場所や子育て家庭への食品配送といった、子どもや子育て家庭を見守り、支える取組（以下、「子どもの居場所等」という。）について、運営に関する悩みや相談に対して適切に対応し、その情報を他の運営団体に提供・共有するとともに、運営団体同士の関係づくりを行い、より継続的で自立した取組となるよう支援する。
  - (2) 子どもの居場所等が、支援を必要とされる子どもや家庭の「気づきの窓口」となるよう後押しし、支援が必要な子どもや家庭を各区の「子どもはぐくみ室」等の支援機関に適切になぐよう、取組の更なる推進を図る。
  - (3) 子どもの居場所等に対する市民理解を深め、市民や企業、関係機関が協働して地域で子どもたちを見守り、支える地域社会づくりを推進する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れる業務であり、単なる価格のみの比較による競争入札には適さず、主に価格以外の要素における契約相手方を選定する必要があることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

令和5年3月、公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの契約を締結した。令和5年度委託事業の実施状況等を勘案し、契約更新に支障がないと判断したため、令和6年度についても引き続き上記事業者を契約の相手方に選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度児童発達支援センターこぐま園療育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区榎原百々ヶ池3  
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）  
112,000,000円
- 7 契約内容  
児童発達支援センター「こぐま園」に係る児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の事業並びに事業に係る障害児通所給付費及び障害児通所措置費の請求事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市児童福祉センター内にある京都市児童発達支援センター「こぐま園」における「児童発達支援」「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」の直接処遇及び給付費や措置費の請求事務の委託であり、専門性及び継続性を要するものである。  
児童発達支援の実施においては、心身障害児だけではなく、その保護者に対する障害受容、地域との連携等、多岐にわたる支援が必要であり、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以外の要素が重要であるため、競争入札には適さず、本件業務を遂行できるのは社会福祉法人京都基督教福祉会のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「こぐま園」は、京都市内で最大規模の心身障害児を受け入れている児童発達支援センターであ

り、本事業の実施には、心身障害児の特性に応じた指導及び保護者に対するケアを行うことが重要です。そのため、障害特性及び障害福祉施策等に関する知識を備えている職員、利用者に不安を生じさせない安定的な支援を行う必要がある。

社会福祉法人京都基督教福祉会は、平成24年度から10年間、安定した運営を行うとともに、多くの児童を受け入れてきた。

さらに、同法人は、児童発達支援センター「洛西愛育園」、児童発達支援事業所「ののほな教室」を運営しており、また、本市保健福祉局所管の療育支援事業を受託していた。加えて、保育所や認定こども園、スタッフ養成の京都保育福祉専門学院を運営しており、障害児支援について豊富な経験と実績があり、かつ、支援に必要な職員を十分確保しており、心身障害児及びその保護者からの幅広い相談に対応可能である。

委託内容の実施に当たり、上記観点から、社会福祉法人京都基督教福祉会は、京都市内で唯一、履行が可能な法人と判断されるため、委託先として選定するもの。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市出産・子育て応援事業に係る事務処理等業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通市場上る笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都

6 契約金額（税込み）

17,160,000円（予定総額）

7 契約内容

妊娠届出時や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対して支給する給付金の申請受付・審査、支払いデータの作成・管理等の事業執行における事務業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

出産・子育て応援給付金支給事務については、妊娠届出時や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対して支給する給付金の申請受付・審査、支払いデータの作成・管理等の事業執行における事務業務の一部を集約化したものであり、支給要件となる伴走型相談支援の実施後に速やかな給付を行うためには、効率的な仕組みと体制づくりが必要である。また、申請内容に係る不備や確認事項があった際には、市民に連絡のうえ、事業概要の説明及び確認を行い、支給の有無に至る判断を行う必要があることから、経験の積み上げやノウハウの応用力が求められるため、価格以外に事業者の能力や提案を評価することにより、契約の相手方を選定する必要がある。

上記理由により、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、上記事業者の提案が総合的に評価が高く、業務実施能力が十分と判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度SNS等を活用した相談支援事業業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル2F-C  
株式会社ファミワン

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）8,250,000円

### 7 契約内容

不妊・不育、妊娠、出産、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える利用者に対し、専門職による専門的な見地から適切な助言・サポートを行うとともに、利用者が必要としている情報の提供を行う業務を委託するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本相談支援事業は、不妊・不育、妊娠、出産、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える利用者に対し、専門職による専門的な見地から適切な助言・サポートを行うとともに、利用者が必要としている情報の提供を行う必要がある。そのため、契約の相手方の能力、技術、経験が業務の遂行に大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力や提案を評価することにより、契約の相手方を選定する必要がある。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、上記事業者の提案が総合的に評価が高く、業務実施能力が十分と判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（開発）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
211,255,000円
- 7 契約内容  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（開発）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の児童手当オンラインシステムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。  
また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属している会社である。  
そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委託する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年8月1日
- 4 履行期間  
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
24,808,300円
- 7 契約内容  
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の児童手当オンラインシステムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。  
また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属している会社である。  
そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委託する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童手当拡充に伴う令和6年度児童手当（職員分）システム（access）の新規開発
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
児童手当拡充に伴う令和6年度児童手当（職員分）システム（access）の新規開発コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,850,600円
- 7 契約内容  
児童手当拡充に伴う令和6年度児童手当（職員分）システム（access）の新規開発を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の児童手当（職員分）システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない仕様となっている。  
本委託契約における新システムとなるMS-Accessへの移行にあたっては、既存の児童手当（職員分）システムの調査・分析を綿密に行ったうえで、データ移行を行う必要があるが、先に述べたように既存システムは日本電気株式会社が著作権を有しているため、新システムのデータ移行における調査・分析は当社以外実施することができない。  
さらに、既存システムを活用し管理している対象者は多く、システム開発等に支障を来すことになれば、多数の支給漏れや支給遅れ等が発生することとなるため、既存システムに精通した技術者によるシステム開発が必要である。  
また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システムの新規開発に関連する作業については、株式会社ワードシステムが請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員である株式会社ワードシステムは、過去に既存システムでの開発業務に従事しており、また、現状保守業務に従事していることから、既存システムに精通しており、新システムへの移行影響調査及び新規開発作業を行うことができるSEが所属している会社である。

そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委託する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）14,598,792円
- 7 契約内容  
本市の妊産婦健康診査について、診査費の審査支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
妊産婦健康診査費の審査支払事務は、毎月、医療機関からの診療報酬請求書、診療報酬明細書を取りまとめ、当該書類の審査及び国民健康保険等の医療保険者からの診療報酬明細書の審査支払業務を受託している京都府国民健康保険団体連合会においてのみ実施可能である。  
また、当該団体は妊婦健康診査の審査支払事務等に習熟し、知識及び経験が豊富であることから委託先として選定する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度障害児通所給付費等給付事務における審査支払事務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）18,195,503円
- 7 契約内容  
児童福祉法、京都府国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則及び京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事務共同処理業務規則に基づき、障害児給付費等審査支払処理、その他（独自助成）審査支払処理及び統計資料作成処理を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
児童福祉法第21条の5の7第14項、同法第24条の26第6項、同法第24条の3第11項において市町村は審査及び支払に関する事務を連合会に委託できると規定されており、本件委託を行う場合には相手方が同会のみに限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都版ブックスタート事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区二条通河原町東入ル樋ノ口町457  
京都府書店商業組合
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）6,742,505円
- 7 契約内容
  - ・読み聞かせスタートパックの制作
  - ・市内各書店におけるブックスタートコーナーの設置

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、全ての4か月児健診対象者に絵本を配布するため、市内全域において、均しく質の高いサービスが提供される必要がある。また、地域全体で子育てを支援し、地域との関わりの中で、絵本の読み聞かせを通した子どもを育む取組として実施するため、契約相手方は以下の全ての要件を満たすことを要する。

- （1）ブックスタートコーナーを有する書店が全行政区に存在すること。
- （2）市内全域において、絵本の読み聞かせに関する情報を共有できるネットワークを有していること。
- （3）ブックスタートコーナーにおいて、読み聞かせに関する知識が豊富な職員がアドバイスすることができること。

京都府書店商業組合は、京都市内の全ての行政区において、加入書店を有し、各行政区に所在する各書店は、京都府書店商業組合を介して、絵本に限らず書籍に関する様々な情報を共有している。また、加入書店の一部では、既に独自のブックスタートコーナーを設置しており、絵本の読み聞かせに関する知識が豊富な職員を有している。各書店は、京都府書店商業組合のネットワークを通じて、絵本の読み聞かせに関する研修を実施し、各書店の垣根を越えて、職員の技術を高めることを可能としている。

さらに、現在市内に出店している書店事業者において、全行政区に書店を有する事業者は京都府

書店商業組合以外存在せず、書店事業者に本事業の実施を委託することはできない（市内で最多の店舗数を有する大垣書店においても、上京区と東山区には店舗を有しない。）。一方、京都府書店商業組合は、京都府下を管轄する唯一の商工組合であり（商工組合は、中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づき、各都道府県に設置されている。）、当該組合を除いて市内を管轄する商工組合は存在しない。

以上から、要件を全て満たしているのは、京都府書店商業組合のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市スマイルママ・ホッと事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩屋町188番地  
ONE DROP baby.mamSHIJO
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,763,040円
- 7 契約内容  
産後の母親が地域で安心して子育てができるよう、産後ケアを希望される方に対してサービスを提供するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
産後の母親が地域で安心して子育てができるよう、産後ケアを希望される方に対して、京都市内全地域の医療機関等の施設で提供する必要がある。  
そのため、本市から行った医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち、要綱第3条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市スマイルママ・ホッと事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨高木町40番地  
医療法人仁愛会川村産婦人科
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）6,046,200円
- 7 契約内容  
産後の母親が地域で安心して子育てができるよう、産後ケアを希望される方に対してサービスを提供するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
産後の母親が地域で安心して子育てができるよう、産後ケアを希望される方に対して、京都市内全地域の医療機関等の施設で提供する必要がある。  
そのため、本市から行った医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち、要綱第3条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市スマイルママ・ホッと事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区粉川町237-2  
株式会社Sky Recruiting Solutions
- 6 契約金額（税込み）  
7, 448, 640（予定総額）
- 7 契約内容  
京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
産後の母親が地域で安心して子育てができるよう、産後ケアを希望される方に対して、京都市内全地域の医療機関等の施設で提供する必要がある。  
そのため、本市から行った医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち、要綱第3条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市スマイルママ・ホッと事業は、産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し、京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。委託医療機関等は、本市が実施した医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たものであり、委託先として選定するものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度1か月児健康診査委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）41,391,000円
- 7 契約内容  
本市が1か月児健康診査受診券を発行した者に対し、新生児聴覚検査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
1か月児健康診査は、医療機関においてのみ実施が可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関においては一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会のみであるため、委託先として選定し、随意契約を行い、医師会の会員医療機関において事業を実施するものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度新生児聴覚検査委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）20,586,690円
- 7 契約内容  
本市が新生児聴覚検査受診券を発行した者に対し、新生児聴覚検査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新生児聴覚検査は、医療機関においてのみ実施が可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関においては一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会のみであるため、委託先として選定し、随意契約を行い、医師会の会員医療機関において事業を実施するものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度妊産婦健康診査委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- ・滋賀県栗東市糺1-10-7  
一般社団法人滋賀県医師会
- ・大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号  
一般社団法人大阪府医師会
- ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11  
一般社団法人兵庫県医師会
- ・京都市中京区西ノ京南両町33-1  
公益社団法人京都府助産師会

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）871,551,000円

### 7 契約内容

本市が妊産婦健康診査受診券を発行した者に対し、妊産婦健康診査を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

妊産婦健康診査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関及び助産所は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会及び公益社団法人京都府助産師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関及び助産師会の会員助産所で事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が妊産婦健康診査を受診するため、同様の理由から一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区新橋通り大和大路東入三丁目林下町400-3  
社会福祉法人平安養育院
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）14,858,270円
- 7 契約内容
  - (1) 京都市子育て支援短期利用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に規定するショートステイ事業
  - (2) 要綱第4条第2項に規定するトワイライトステイ事業
  - (3) 要綱第8条に規定する必要時の児童の送迎（要綱第13条に規定する送迎の事前協議を含む。）
  - (4) 要綱第15条に規定する利用料及び食費相当額の受領及び領収書の発行
  - (5) 要綱第16条に規定する経費の請求
  - (6) 要綱第17条に規定する実績報告
  - (7) ショートステイ及びトワイライトステイの実施に係る各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所との連絡調整
  - (8) その他前各号に付帯する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、本市との委託契約締結の申出があった事業者のうち、要綱第5条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区大塚南溝町24-2  
社会福祉法人福朗
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,785,200円
- 7 契約内容
  - (1) 京都市子育て支援短期利用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に規定するショートステイ事業
  - (2) 要綱第4条第2項に規定するトワイライトステイ事業
  - (3) 要綱第8条に規定する必要時の児童の送迎（要綱第13条に規定する送迎の事前協議を含む。）
  - (4) 要綱第15条に規定する利用料及び食費相当額の受領及び領収書の発行
  - (5) 要綱第16条に規定する経費の請求
  - (6) 要綱第17条に規定する実績報告
  - (7) ショートステイ及びトワイライトステイの実施に係る各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所との連絡調整
  - (8) その他前各号に付帯する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、本市との委託契約締結の申出があった事業者のうち、要綱第5条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市子育て支援短期利用事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
埼玉県戸田市新曽397 メゾンサファイア110号  
一般社団法人merry attic
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）12,565,100円
- 7 契約内容
  - (1) 京都市子育て支援短期利用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に規定するショートステイ事業
  - (2) 要綱第4条第2項に規定するトワイライトステイ事業
  - (3) 要綱第8条に規定する必要時の児童の送迎（要綱第13条に規定する送迎の事前協議を含む。）
  - (4) 要綱第15条に規定する利用料及び食費相当額の受領及び領収書の発行
  - (5) 要綱第16条に規定する経費の請求
  - (6) 要綱第17条に規定する実績報告
  - (7) ショートステイ及びトワイライトステイの実施に係る各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所との連絡調整
  - (8) その他前各号に付帯する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、本市との委託契約締結の申出があった事業者のうち、要綱第5条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル  
代表 富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7, 1 0 2, 9 2 0 円
- 7 契約内容  
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市が現在、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）」について、令和元年8月23日に本システム再構築業務(令和2年度以降の運用保守業務を含む。)に係るプロポーザルを実施し、参加した富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）の提案内容が総合的に評価されたことから、同社と契約を締結し、本システムの導入を行った。

本システムについては、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを母体とし、本市の要望に合わせて独自にカスタマイズしたシステムであり、著作権等の排他的権利等があることから、同社以外では本システムの保守業務を履行することができない。

また、本業務の履行にあたっては、問合せ対応やデータセンターハウジング、データセンターオペレーション等の保守業務を同社のグループ会社が分担して行っており、これらは本システムに係る専門的知識を有している必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び令和5年4月1日付け「電子計算機により事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、同社を代表者とした各社とのコンソーシアム（複数事業者による連合体）との随意契約を行った。

なお、同社については令和2年10月1日より富士通 Japan 株式会社に社名変更が行われている。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の通り

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託

2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

3 契約締結日  
令和6年4月1日

4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階  
弁護士法人ブレインハート法律事務所

6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,000,000円

7 契約内容  
償還金の債権管理回収業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告するだけでなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細やかな対応が求められる。したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託においては令和4年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方法等、総合的に高く評価されたことから、令和5年度に前記5の業者と契約を締結した。

また、本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性がある。よって、一定期間同一の業者に実施させることが望ましく、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オーディオメータ賃貸借
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局児童福祉センター発達相談所診療療育課
- 3 契約締結日  
令和6年6月12日
- 4 履行期間  
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階  
NTT・TCリース株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,019,200円
- 7 契約内容  
児童福祉センターにおいて聴力検査を行うためのオーディオメータが経年劣化したため、更新する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札の結果、入札参加事業者がおらず不調となったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積合わせの結果、最も安価な見積金額を提示したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市児童福祉センター診療所及び第二児童福祉センター診療所における電子カルテシステム導入委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局児童福祉センター発達相談所診療療育課
- 3 契約締結日  
令和6年8月19日
- 4 履行期間  
令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区虎ノ門三丁目4-7 虎ノ門36森ビル6階  
エムスリーソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,987,000円
- 7 契約内容  
児童福祉センター診療所及び第二児童福祉センター診療所において電子カルテシステムの導入業務の委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
過去に数度の情報提供依頼（RFI）を実施した中で、コスト面を考慮したクラウド型システムで当診療所の条件に対応可能であるのは同社及び同製品に限定されたことから、同社を相手方として随意契約により調達を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野雲林院町18-1  
医療法人六合会診療所
- 6 契約金額（税込み）  
13,396,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通押小路 上る 鍵屋町 4 8 1  
医療法人財団今井会足立病院
- 6 契約金額（税込み）  
34,703,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区本町15丁目749番地  
京都第一赤十字病院
- 6 契約金額（税込み）  
12,142,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京車坂町9番地  
医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）  
17,445,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区北野西白梅町6の1  
医療法人林小児科循環器科
- 6 契約金額（税込み）  
22,843,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区太秦棚森町18番地13 京医協ビル2階  
公益社団法人京都保健会
- 6 契約金額（税込み）  
20,112,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区川島尻掘町4-1-9  
山内医院
- 6 契約金額（税込み）  
27,892,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町根来16番地  
特定医療法人桃仁会
- 6 契約金額（税込み）  
8,538,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市病児・病後児保育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草向畑町1-1  
独立行政法人国立病院機構京都医療センター
- 6 契約金額（税込み）  
12,206,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市保育人材確保事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和6年4月1日  
(変更後) 令和6年5月24日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟
- 6 契約金額 (税込み)  
13,240,000円
- 7 契約内容  
京都市における質の高い保育の安定的な提供を図るため実施する京都市保育人材確保事業について委託する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
(随意契約の理由)  
本業務の実施に当たっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及び体制を有していることを必要とする。このことから、契約の性質が競争入札に適さないため。  
(変更契約の理由)  
「保育進学フェア」については、高校生等を対象に保育士等養成校への進学を促すことを目的として実施するものであるが、本市からも支援し、広報活動のバックアップをすることで保育士の確保につなげる必要があるため、委託業務に保育進学フェアの実施を含めた内容 (京都市人材サポートセンターの運営の中で保育進学フェアの広報費用を負担) とした。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 (地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

当団体は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介書の登録・許可を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。さらに、連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有している。以上により、連盟を委託先として選定するもの。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）  
12,782,407円
- 7 契約内容  
民間保育施設等に勤務する職員を対象とした、資質向上のための研修業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、「施設長、保育士、調理員など施設の職員に対して、多岐にわたる研修を行うこと」、「保育現場の実態を十分に踏まえた効果的な研修を行うこと」、「研修の実施方法やスケジュールなどについて、保育現場の意見を反映させ、研修を円滑に実施すること」を考慮し、保育現場及び本市ときめ細やかな調整作業を行い、研修に関する具体的な内容を決定及び実施できる体制を有している必要がある。以上のことから、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市保育園連盟（以下、「連盟」という。）は、唯一、京都市内の全民間保育園が加盟し、40年以上の歴史がある団体である。また、保育の質の向上を目指し、保育・子育てに関

する研究・研修事業を実施してきた実績を有している。現在も、連盟加盟園の園長で構成する保育研究委員会を設置・運営し、本市の保育現場の実態やニーズにきめ細かく対応した保育の質の向上のための効果的な研修の実施を可能としている。さらに、連盟事務局には複数の常勤職員が勤務し、日々、連盟加盟園や本市との連絡調整に対応しており、本業務に関して保育現場及び本市ときめ細やかな調整作業を行うことができる体制を有している。以上の理由により、連盟を委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和6年度）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和6年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
25,389,980円
- 7 契約内容  
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務、サーバその他周辺機器の稼働管理、及びパッケージ保守業務等を行う。ただし、本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えたうえで運用しているが、令和5年度についても、令和4年度に引き続き提供されるパッケージの修正資産に対し、当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。  
また、子育て施策の推進にあたり、パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され、これらに遅延なく正確に対応するには、現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え、これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。  
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度電子申請連携システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,269,000円
- 7 契約内容  
利用者が電子申請を行うための電子申請連携システムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託は、電子申請連携システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,965,000円
- 7 契約内容  
幼児教育・保育無償化システムにおいて稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託は、幼児教育・保育無償化システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和6年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通四条上る笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）  
34,705,000円
- 7 契約内容  
幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務についての業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要がある。  
したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定議会において審査した結果、上記事業者の提案が総合的に評価が高く、業務実施能力が十分と判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
子ども・子育て支援新制度支給認定等業務委託事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年9月1日
- 4 履行期間  
令和6年9月1日から令和8年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通四条上る笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）  
418,509,300円
- 7 契約内容  
子ども・子育て支援新制度について、支給認定・支給認定変更等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要がある。  
したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定議会において審査した結果、上記事業者の提案が総合的に評価が高く、業務実施能力が十分と判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区室町通り高辻上る山王町561番地 京都私学会館内  
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）  
6,994,000円
- 7 契約内容  
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各单位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力（高圧）供給契約（こどもみらい館）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子育て支援総合センターこどもみらい館
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）10,025,279円
- 7 契約内容  
電力（高圧）供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
予定価格の範囲で電力を供給することができるのは本契約の相手方のみであった。  
（参考）令和5年10月31日付け契約課事務連絡
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他